

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年7月8日

岩手県農業研究センター畜産研究所  
種山畜産研究室長 今野 一之

## 1 調達内容

- (1) 業務件名 種山畜産研究室種雄牛舎屋根修繕工事
- (2) 履行場所 岩手県気仙郡住田町世田米字子飼沢 30 番地内  
岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室種雄牛舎
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和8年11月10日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり
- (5) 入札方法

(1)の件名について総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載するものとする。

## 2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公告日現在で、令和7・8年度岩手県営建設工事競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録され、沿岸広域振興局管内(大船渡地区)に本社、支店又は営業所を有すること。
- (3) 公告の日から過去5年以内に、今回入札対象施設と同種、同規模以上の修繕の実績を2件以上有すること。
- (4) 公告の日から落札決定の日までの間において、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者(同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条第1項の規定による更正手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- 3 契約条項を示す場所及び入札に関する問い合わせ先  
〒029-2311 岩手県気仙郡住田町世田米字子飼沢30  
岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室  
電話番号 0197-38-2312 FAX0197-38-2177
- 4 入札及び開札の日時及び場所  
令和8年7月30日（木）午前11時00分  
岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室会議室
- 5 入札保証金  
免除
- 6 その他
  - (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 入札への参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和8年7月23日（木）午後5時までに、3の(1)の場所に提出しなければならない。  
また、入札日の前日までの間において、岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
  - (3) 入札への参加  
(2)により提出された書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認められ、かつ、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
  - (4) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - (5) 契約書作成の要否  
要
  - (6) 落札者の決定方法  
会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (7) その他  
詳細は、入札説明書による。